

# 千曲市公害監視員制度等について

## 【ご意見】

地区の「公害監視員」の選出に苦慮しています。

「公害監視員」の職務等が不明確であり、本当に必要か疑問を持っている人が多いです。必要なものであれば、職務や年間の業務内容について市報やホームページ等で市民に分かりやすく説明し、理解を深めてもらいたいです。

また、ごみの出し方についても、収集場所やごみ当番等市民が不平不満なく協力できる体制を構築していただきたいです。

### ●地区の現状・問題点

#### 1. ごみ収集当番の業務

##### (1) 可燃ごみ

収集場所の鍵の開け閉め・清掃、収集されない袋の有無 等

##### (2) プラスチック製容器包装

立会（6：30～7：45）

##### (3) びん・缶・ペットボトル、不燃ごみ・乾電池・蛍光灯

立会（6：30～7：45）

#### 2. 現制度への理解

平成21年に「ごみの出し方」の説明会が開催されてから12年が経過し、市民の間にごみの出し方が浸透していると思います。

#### 3. 公害監視員選出上の問題点

##### (1) 公害監視員の拘束される日数及び時間、職務等が不明確

※当地区では、ごみ収集場所における監視とされている人がほとんどですが、職務を規定する「千曲市公害監視員制度要綱」第2条からは「ごみ収集場所における監視」は読み取れません。

##### (2) 選出に当たって①勤め人②高齢者③女性④介護を必要とする家庭等を考慮せざるを得ず、該当者が限定される

##### (3) 適任者かどうかではなく、順番に選出しているのが現状

##### (4) ごみ収集場所における監視であれば、公害監視員よりもごみ当番の方がよく知っている

##### (5) 本当に必要か疑問である

#### 4. ごみの出し方について

##### (1) ごみの収集場所が遠く、車でごみ出しをする人がいるが、免許を返納したら「ごみ出し」が出来なくなりかねない

##### (2) ごみ当番のために仕事を休む、冬の寒い日に早朝から当番に行くなど、負担が大きく合理的でない

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答：廃棄物対策課】

公害監視員の職務については、ご指摘いただきましたとおり要綱に定められているところですが、一方で公害監視員の皆さまには、併せて「ごみ減量等推進員」の職務も委嘱しているところです。

ごみ減量等推進員は、「減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。」（千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例より）こととされています。

主な活動内容は、「ごみ収集所における、分別・出し方の指導」とどまらず、「ごみゼロ運動、千曲川クリーン作戦等、清掃活動への協力」、「野焼き、不法投棄等を発見した際の市役所への通報」などが挙げられます。

その具体的な職務は各区・自治会の実情により異なるとともに、1人でできることも限られます。そのため、日々のごみ収集における分別指導等はごみ当番や環境部役員が担い、公害監視員（ごみ減量等推進員）は問題が発生した際のフォローや、ごみ当番等への助言・指導、区・自治会役員との連絡調整など総括的な役割を担う、という役割分担をおこなっている地域が多いようです。

このように、公害監視員（ごみ減量等推進員）の皆さまにはそれぞれの地域の実情に応じ、地区の役員・住民の皆さまと連携しながら、様々なかたちで地域の清潔の保持、ごみの適正処理にご尽力いただいております。

以上のことについては、資料1をご確認いただければ幸いです。

なお、ご提案いただきましたとおり、公害監視員（ごみ減量等推進員）制度について広く皆さまに知っていただくことはとても大切なことですので、今後は市報やホームページにてわかりやすく周知できるよう検討してまいります。

次に、ごみの出し方についてですが、ごみ当番の立会時間や方法等についてはそれぞれの区・自治会で決めておりますので、ご要望等についてはまずは地域内でご相談くださいますようお願いいたします。

ご指摘いただきましたごみ収集所への排出につきましては、市でも課題として認識しているところです。

現在、市では分譲地・アパートの増加に伴い、ごみ収集所が年々増加しております。一方で人口は減少しているため、「収集所数は増えているが、収集所1か所あたりの利用人口（世帯数）は減っている」状態にあり、ごみの収集効率が低下しています。このままの状況が続けば、収集時間内に地区内のごみを収集できなくなるという状況に陥るおそれがあることから、先般よりごみ収集所の統廃合を検討しているところですが、課題が多くなかなか実現に向けて進まないのが現状です。

最後に、移動手段（自動車）の喪失についてですが、そうした場合には、ごみ出しだけでなく買い物や通院など、日常生活全体において影響が生じることになると思われますので、様々な観点からの検討が必要になると考えます。

なお、千曲市社会福祉協議会では75歳以上の一人暮らし高齢者等を対象にごみ出し等の支援を行う、地域支え合い事業「つなぐ」を実施しております。（資料2）

以上を回答とさせていただきますが、今後もより良いごみの出し方について検討してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

( ごみ減量等推進員 )

○「千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」より抜粋

(ごみ減量等推進員)

第 1 1 条 市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、ごみ減量等推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量等推進員は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

○「千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」より抜粋

(ごみ減量等推進員)

第 7 条 条例第 11 条に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）は、次の基準により市長が委嘱する。

- (1) 各区・自治会 1 人とする。ただし、世帯数がおおむね 150 戸を超える区・自治会にあっては、150 戸を超えるごと 1 人を加算することができる。
- (2) 当該地区住民のうちから、区長・自治会長が推薦した者

2 推進員の担当区域は自己の居住する区・自治会の管内とする。

第 8 条 推進員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

---

※公害監視員・ごみ減量等推進員は、地域の清掃活動、ゴミの分別活動、公害全般の監視活動等に積極的に参加し、区長（自治会長）と連携して活動する。（活動内容は区ごとに異なる）

○ 主な活動内容

- ・ごみステーションにおいて、分別・出し方の指導
- ・ごみゼロ運動、千曲川クリーン作戦等、清掃活動への協力
- ・河川の巡視（ごみ拾い・アレチウリの抜き取り等）
- ・野焼き、不法投棄等を発見した際の市役所への通報

# ご近所付き合いの延長！ 地域支え合い事業 つなぐ

## 特徴①「会員制」

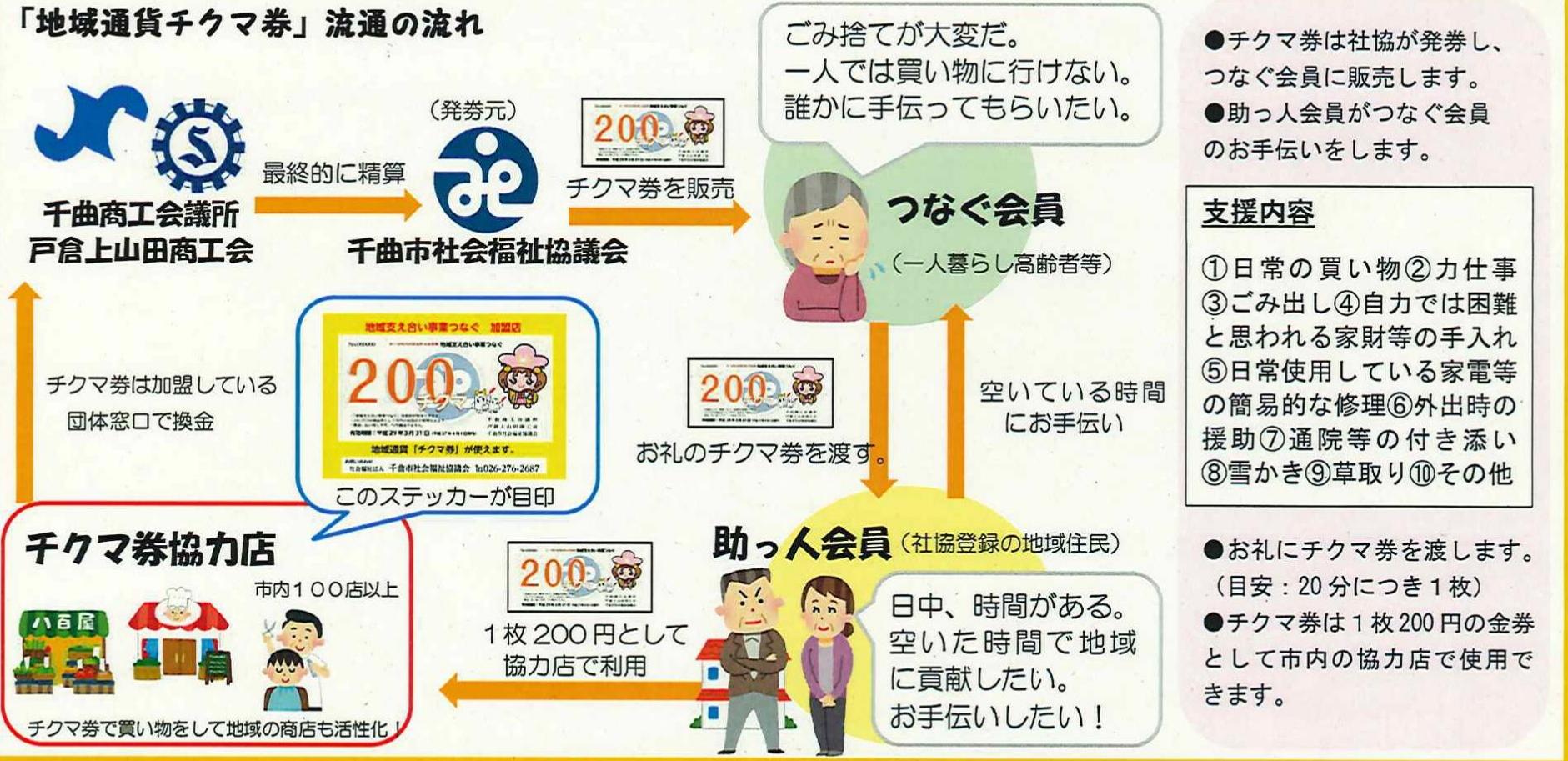
日頃の生活でちょっとした困りごとを抱えている 75 歳以上の一人暮らし高齢者等を「つなぐ会員」、そのような方々をお手伝いできる地域住民を「助っ人会員」として社協に登録します。両会員をつなぐコーディネートを社協が行います。

## 特徴②「地域通貨チクマ券」



「つなぐ会員」から「助っ人会員」へのお礼券として使用する専用のチケットです。

### 「地域通貨チクマ券」流通の流れ



- チクマ券は社協が発券し、つなぐ会員に販売します。
- 助っ人会員がつなぐ会員のお手伝いをします。

### 支援内容

- ① 日常の買い物
- ② 力仕事
- ③ ごみ出し
- ④ 自力では困難と思われる家財等の手入れ
- ⑤ 日常使用している家電等の簡易的な修理
- ⑥ 外出時の援助
- ⑦ 通院等の付き添い
- ⑧ 雪かき
- ⑨ 草取り
- ⑩ その他

- お礼にチクマ券を渡します。(目安：20分につき1枚)
- チクマ券は1枚200円の金券として市内の協力店で使用できます。